

熊本市第7次総合計画中間見直しの 考え方及び手法について

令和元年 6 月

熊 本 市

目 次

I	総合計画の概要	P 1
	1 総合計画の位置づけ	
	2 第7次総合計画策定の経緯	
	3 平成28年熊本地震と震災復興計画	
	4 第7次総合計画の構成	
	5 第7次総合計画の策定手法	
II	中間見直しの考え方	P 5
	1 中間見直しの経緯・必要性	
	2 中間見直しの対象範囲	
	3 中間見直しの基本的な方向性	
	4 項目別見直し内容(方向性案)	
III	中間見直しの手法	P 9
	1 中間見直しの体制	
	2 中間見直しスケジュール	

I 総合計画の概要

1 総合計画の位置づけ

総合計画は、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。本市では、昭和39年に第1次総合計画を策定し、以降、社会情勢の変化等に対応すべく改訂を重ね、現在第7次総合計画が進行中である。

	策定年	目標年次	まちづくりの理念または将来都市像	策定時の市長 就任期間
第1次	昭和39年 (1964年)	昭和67年 (1992年)	個性ある九州の管理都市の再建	石坂繁 S38.3-S45.11
第2次	昭和46年 (1971年)	昭和60年 (1985年)	健康で明るく豊かなそして 平和な市民生活の実現	星子敏雄 S45.12-S61.12
第3次	昭和56年 (1981年)	昭和65年 (1990年)	健康で明るい市民生活の実現	
第4次	平成4年 (1992年)	21世紀初頭 (2001年頃)	ヒューマンシティ・くまもとの実現	田尻靖幹 S61.12-H6.12
第5次	平成13年 (2001年)	平成22年 (2010年)	よかひと！よかまち！よくらし！ しあわせ実感、夢と活力の「生活都市」	三角保之 H6.12-H14.12
第6次	平成21年 (2009年)	平成30年度 (2018年)	湧々(わくわく)都市くまもと ～九州の真ん中！人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち～	幸山政史 H14.12-H26.12
第7次	平成28年 (2016年)	平成35年度 (2023年)	市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち 「上質な生活都市」	大西一史 H26.12-

2 第7次総合計画策定の経緯

現計画は、平成26年12月の第32代熊本市長(大西一史市長)就任直後より、新総合計画の策定作業に着手し、外部検討会での検討、ワークショップ等による市民からの意見聴取等を経て、平成28年3月に策定した。市長マニフェストに合わせて総合計画を見直すことができるよう、従来10年間だった計画期間を、市長の任期である4年×2サイクル(前期・後期)の8年とした。

3 平成28年熊本地震と震災復興計画

現計画が始動した直後の平成28年4月、「平成28年熊本地震」が発生。この甚大な災害から立ち直り、市民・地域・行政が総力をあげて早期の復旧復興を目指すため、平成28年10月、「熊本市震災復興計画」を策定し、基本計画の中核に位置付けた。現計画の「地域主義」というまちづくりの基本理念、めざすまちの姿「上質な生活都市」の実現は、震災後も変わらず本市の目標と定め、現在、震災からの復旧復興を最優先に取り組んでいる。

4 第7次総合計画の構成

(1)基本構想(平成28年3月議決)

基本構想は、都市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示すものである。

従来、基本構想は地方自治法第2条第4項で策定を義務付けられていたが、地域主権改革における義務付け・枠付けの見直しに伴い、平成23年5月に規定が削除されている。本市においては、「熊本市自治基本条例」第13条を根拠とし、「地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を指定する条例」第2条の規定により議会の議決を経て策定している。

<参考>熊本市自治基本条例

(総合的かつ計画的な市政)

第13条 市は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、基本構想並びにその実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定します。

<参考>地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例

(議決事件の指定)

第2条 前条に規定する議会の議決すべき事件は、熊本市自治基本条例(平成21年条例第37号)第13条第1項に規定する基本構想又は基本計画の策定、変更又は廃止とする。

(2)基本計画

基本計画は、基本構想を受け、まちづくりの重点的取組をはじめ、各分野の基本方針や目標、施策の体系を示すものである。本市においては、基本構想と同様に「地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を指定する条例」第2条の規定により、市議会の議決を要する。熊本地震後は、平成28年10月に策定した震災復興計画を基本計画の中核として位置付けている。

1 基本計画(平成28年3月議決)

基本構想を受け、まちづくりの重点的取組をはじめ、各分野の基本方針や目標、施策の体系を示すものである。

2 震災復興計画(平成28年10月議決)

前期基本計画の中核。震災からの一日も早い復旧・復興を目指すため、「基本方針」と5つの「復興重点プロジェクト」、5つの「目標別施策」で構成される。

5 第7次総合計画の策定手法

(1) 総合計画

①前計画の検証

第6次総合計画の重点的取組、政策、施策ごとに、成果指標の向上に向けた主な課題・今後の方向性の各項目について自己評価を実施し、外部委員会である総合計画審議会へ報告した。

②外部委員による審議

各界各層の代表者を構成員として、熊本市第7次総合計画審議会及び審議会内に基本構想検討部会を設置し、今後の熊本市のまちづくりについて、さまざまな角度から審議・検討を行い、基本構想及び基本計画(案)を市長に答申した。

③議会による審議

まちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、市民や団体にとっての指針ともなるものであるため、策定段階ごとに議会に報告し、議決を経て策定した。

④市民参画

多様な市民の意見を聴取し、総合計画へ反映させるため、ワールドカフェ(6回)、市民懇話会(54回)、中高生ワークショップ(6回)、シンポジウム、オープンハウス、住民説明会(18回)、団体・企業への説明会(2回)を開催し、延2,045人の市民の参画を得た。

⑤庁内体制

策定過程において全庁的に取り組むため、各局長で構成する作成会議、各主管課長で構成する検討会議において審議・検討し、庁内での意思決定を行った。



(2) 震災復興計画

①外部委員による審議

外部の学識経験者や関係諸団体の代表者等による「熊本市震災復興検討委員会」を設置し、震災復興に向け、取り組むべき施策の体系化及び計画的な推進について審議した。

②議会による審議

「熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会」での計7回にわたる審議を経て、平成28年10月14日の臨時会において、熊本市総合計画基本計画の一部変更について議決を経て策定した。

③市民参画

地域や各種団体の代表者との意見交換を行う復興座談会(計 14 回)を開催したほか、熊本地震における地域防災活動状況等アンケート調査や、くまもと復興カフェ(市民ワークショップ)を実施した。

④庁内体制

復旧・復興業務を専門的に担う復興部を政策局内に新設した。また、復旧・復興に関する市政運営の方針及び重要な事務事業の周知並びに情報交換・共有を図り、市役所全体で復旧・復興活動を推進するため、熊本市震災復興本部を設置し、震災復興計画の庁内審議を行った。



Ⅱ 中間見直しの考え方

1 中間見直しの経緯・必要性

現計画は、中間年にあたる平成31(2019)年度に全体的に見直すこととしており、平成28年熊本地震をはじめ現計画策定時からの社会経済情勢の変化等に対応するため、中間見直しを行う。

<参考>熊本市第7次総合計画 基本計画

I 計画の前提

2 計画の期間と対象

(1) 計画期間

この計画は、平成35年度(西暦2023年度)を目標年次とし、中間年にあたる平成31年度に全体的に見直します。

2 中間見直しの対象範囲

現計画の基本構想に掲げるまちづくりの基本理念「地域主義」と、めざすまちの姿「上質な生活都市」の実現は、震災後の本市においても変わることのない目標である。一方で、熊本地震により市民生活に甚大な影響を受けていることから、①前期基本計画の中核として位置付けた「熊本市震災復興計画」等の検証を踏まえるとともに、②市長公約との整合、③新たな時代潮流や社会経済情勢の変化等への対応を図る視点から、基本構想を含め全体的に見直しを行う。

3 中間見直しの基本的な方向性

現計画の中間見直しにあたっては、現計画との連続性を考慮しつつ、以下の視点から検討し、必要な見直しを行う。

(1)基本構想

基本構想のうちⅡまちづくりの基本理念、Ⅲめざすまちの姿は、震災後においても変わることのない目標であることから変更しない。Ⅰはじめに、Ⅳまちづくりの重点的取組、Ⅴ分野別施策の基本方針は、震災の影響等を踏まえ、必要に応じ加筆修正を行う。

(2)基本計画

①「震災復興(震災復興計画)」の位置づけ

市民生活の再建をはじめ震災復興は、後期計画期間においても本市の最優先課題であるため、序編として「中間見直しにあたって」を新設し、震災復興の考え方や本計画での位置付け等を明記する。被災者支援、防災・減災のまちづくり、記憶の伝承などの優先施策は、新編「Ⅳ（仮称）熊本地震からの復興」に、その他の施策は、「Ⅲ 分野別施策」に落とし込む。

②時代潮流への対応

市長公約をはじめ新たな社会経済情勢の変化、時代潮流を踏まえるとともに、現計画に盛り込まれていないビジョンや計画等との整合を図り、最上位計画として整理する。また、本計画の見直しと平行し、「しごと・ひと・まち創生総合戦略」を見直し整合を図る。

③効果的な検証とマネジメント

現計画の「Ⅷ 総合計画を推進するために」は、検証指標を設定していないが、市役所改革等の評価検証を行うため、指標による評価が可能な施策については、検証指標を新たに設定する。

[見直しにあたっての具体的な視点]

ア 前期計画の検証

各施策や取組の成果や課題を評価検証したうえで、分野別施策、そしてめざすまちの姿の実現に向けて、適切な内容に修正する。

【具体的視点】

震災復興計画／総合戦略／連携中枢都市圏構想／行財政改革推進計画／地域ニーズ など

イ 市長公約

市長公約「マニフェスト2018」における十(10)の決意、120項目の具体的取組を落とし込み、総合計画との整合を図る。

【具体的視点】

マニフェスト2014の積み残し／マニフェスト2018

ウ 時代潮流、社会経済情勢の変化への対応

新たな時代潮流や現計画に盛り込まれていないビジョン等との整合を図る。

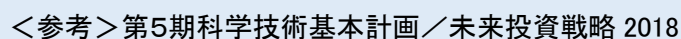
【具体的視点】

人口減少・少子高齢化(2040問題)／復興アドバイザーの提言／中心市街地グランドデザイン2050／SDGs／ソサエティ5.0／市役所改革 など

平成 30 年 8 月のくまもと都市戦略会議において、2050 年を目標とした熊本市中心市街地のビジョン(『世界に拓く城下町都市くまもと』)を共有。産学官が一致協力し、3つの戦略(観光・交流戦略、人材育成・定着戦略、都市基盤再生戦略)を柱とし、10 のプロジェクトに取り組むこととしている。



横浜市では、戦略ごとに関連するSDGsの目標のアイコンが貼付されている。本市総合計画では、政策または施策レベルでの関連付けを検討する。



科学技術基本計画において、日本が目指すべき未来社会の姿として Society5.0 が初めて提唱され、未来投資戦略 2018 では、Society5.0 で実現できる新たな国民生活や経済社会の姿を具体的に提示されている

本市の総合計画においても、産業分野だけでなく政策全般にわたり、国の方針としての Society5.0 を意識し、整合を図るものとする。

4 項目別見直し内容(方向性案)

項目	見直し内容
■基本構想	
I はじめに	震災の影響等を踏まえ一部見直し
II まちづくりの基本理念	「地域主義」の考え方を継続・発展させる
III めざすまちの姿	「上質な生活都市」を継続・具体化させる
IV まちづくりの重点的取組	震災の影響、震災復興計画の検証等を踏まえ一部見直し
V 分野別施策の基本方針	震災の影響、震災復興計画の検証等を踏まえ一部見直し
■基本計画	
序編 中間見直しにあたって	震災復興の考え方や本計画での位置付け等を明記する
I 計画の前提	人口ビジョンに沿って時点更新
II 都市整備の方針	都市マスタープランの改訂に合わせ修正
III 区における自主自立のまちづくり	まちづくりセンターや地域ニーズ反映の仕組み等を追記
IV (仮称)熊本地震からの復興	被災者支援、防災・減災のまちづくり、記憶の伝承などの優先施策を追加記載
V まちづくりの重点的取り組み	基本構想(IVまちづくりの重点的取組)の見直しに合わせ修正
VI 分野別施策	
(章)説明	震災の影響や時代潮流等を踏まえ加筆修正
(節)現状と課題	震災の影響や時代潮流等を踏まえ加筆修正
基本方針	前期計画の達成状況や新たな取組等を踏まえるとともに、震災対応など既存内容で包含できない場合等は、必要に応じ加筆修正
検証指標	基本方針を修正した場合や既に目標を達成している場合等は、修正
施策の体系	基本方針を修正した場合や震災対応など既存内容で包含できない場合等は必要に応じて修正
事業概要	前期計画の達成状況、マニフェストとの整合等、全体的に見直し加筆修正
VII 危機管理・防災	熊本地震の教訓を踏まえ抜本的に見直し (避難所体制、災害協定、他都市との連携や応援体制など)
VIII 基本計画の推進に向けて	市役所改革(行財政改革)、連携都市圏構想等を踏まえ修正。 検証指標による評価が可能な施策は、検証指標を新たに設定

※策定にあたっては、市民や議会に分かりやすく明確なエビデンスを示す

Ⅲ 中間見直しの手法

1 中間見直しの体制

(1) 庁内体制

① 基本姿勢

総合計画は市政運営の根幹となる計画であり、すべての行政分野を網羅した見直しを行うためには、全庁的な組織を設置し検討していく必要がある。見直しにあたっては、総合計画を真に「市民と行政で共有できる計画」、「職員に活用される計画」とするため、現場を担う職員の主体的な参画を促し、全ての職員が、自身の担当業務が総合計画のどこに位置付けられているのか理解できるような仕組みにする。

【マニフェスト 2018 No.107】

職員一人ひとりが総合計画に精通し、自分の業務の位置を理解するとともに「行政とは本来どうあるべきか」を常に考え、やる気を持ち職責を全うするよう育成します。

② 庁内組織

基本計画の見直しにあたって、庁内においては、「熊本市総合計画策定に関する訓令」及び「熊本市政策会議に関する訓令」に基づき、次の会議体を設置し審議する。

また、局内の主体的な検討体制を構築するため、総合計画見直し各局プロジェクトチーム（以下「各局PT」という）を設置するとともに、局横断の全市的な視点で重点的取組等を検討するため、全局プロジェクトチーム（以下「全局PT」という）を設置する。

ア 総合計画作成会議 兼 政策会議

- ・構成 市長を座長、政策局を事務局とし、各局長及び各区長で構成
- ・役割 素案の審議や総合調整機能を担い、原案を作成する

イ 総合計画検討会議 兼 政策調整会議

- ・構成 総合政策部長を座長に、政策局を事務局とし、各主管課長で構成
- ・役割 作成会議の下部組織として、各局(区)間の各施策の調整等を行い、作成会議に付議する素案を作成する。

＜参考＞ 熊本市総合計画策定に関する訓令

(作成会議の設置)

第3条 基本構想及び基本計画の原案の作成に関する事務を行わせるため、総合計画作成会議を設置する。

(検討会議の設置)

第4条 次に掲げる事務を行わせるため、作成会議に、総合計画検討会議を置く。

＜参考＞ 熊本市政策会議に関する訓令

(所掌事務)

第2条 政策会議は、次に掲げる事項について審議し、及び方針決定を行い、並びに必要な事項について局長等に指示し、又は調整を行う。

(1) 市の総合計画に関する事項

ウ 各局PT

- ・構成 各局の主管部長を座長に、主管課長及び主管課副課長(政策調整担当)、若手職員で構成
- ・役割 分野別施策等の評価検証、局内調整を行い、所管事項に関する見直し素案を作成

[各局PT一覧]

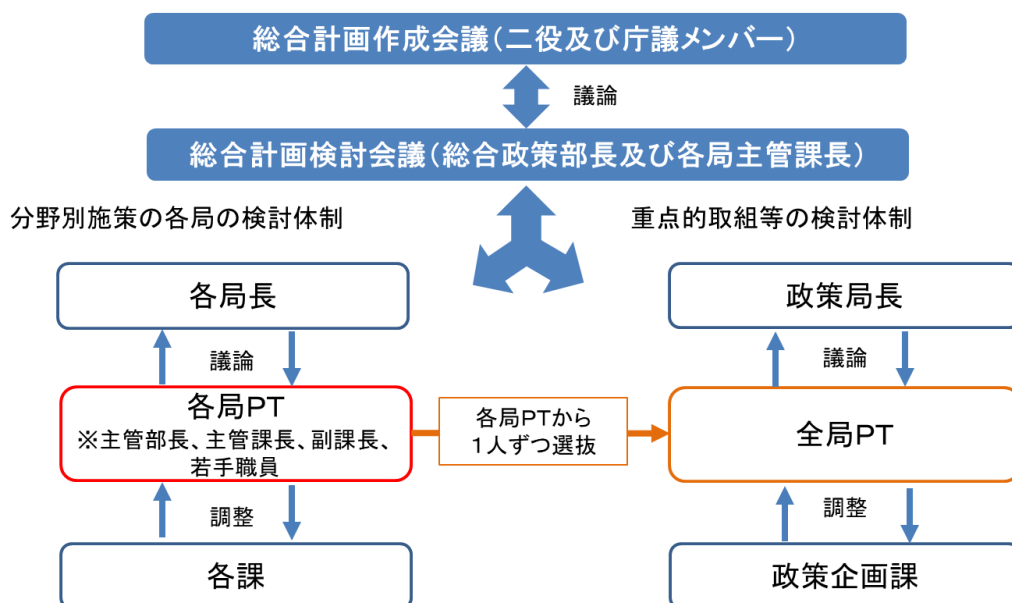
P T 名	構成局等
政策局 P T	政策局・都市政策研究所
総務局 P T	総務局・監査事務局
財政局 P T	財政局
市民局 P T	市民局・中央区・東区・西区・南区・北区
健康福祉局 P T	健康福祉局
環境局 P T	環境局
経済観光局 P T	経済観光局
農水局 P T	農水局・農業委員会
都市建設局 P T	都市建設局
消防局 P T	消防局
交通局 P T	交通局
上下水道局 P T	上下水道局
病院局 P T	病院局
教育委員会事務局 P T	教育委員会事務局
議会事務局 P T	議会事務局

※上記以外(会計総室、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局)は、必要に応じ関係局 P T に参画することとする。

エ 全局PT

- ・構成 総合政策部長を座長に、政策企画課長及び政策企画課副課長（政策調整担当）、各局PT職員（各1名）で構成
- ・役割 全市的な視点に立ち、柔軟な発想から重点的取組等の見直し素案を作成

[庁内検討体制イメージ]



(2) 外部組織

ア 基本姿勢

総合計画の見直しにあたって、これまでの取組みを評価・検証するとともに、市民の意見を踏まえた見直しとするため、市民参画の機会を確保するとともに、併せて計画策定過程における積極的な情報提供を行う。

イ 熊本市第7次総合計画中間見直し委員会

第7次総合計画（震災復興計画）の策定経緯や基本理念を踏まえつつ、計画の継続性の観点から評価検証し必要な見直しを行うため、計画策定時の「熊本市総合計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略等策定委員会」及び「震災復興検討委員会」の委員（団体）の中から、中間見直し委員会の委員を委嘱する。

名 称：熊本市第7次総合計画中間見直し委員会

設置目的：熊本市第7次総合計画の中間見直しに必要な事項を審議する

設 置 日：令和元年（2019年）6月13日

設置根拠：附属機関設置条例

委 員 数：12名（学識経験者、関係機関・団体、公募市民）

委員任期：令和元年（2019年）6月13日～令和2年（2020年）3月31日

(3) 市民参画手法

総合計画を「市民と行政で共有できる計画」とするため、外部組織の立ち上げの他、ライン等の SNS を活用した積極的な情報提供や意見募集等を通し市民参画を促す。

[市民参画(案)]

①ドンドン語ろう(5区×2回)

時期及びテーマ:5月～6月(テーマ:健康、教育、交通)

10月～11月(テーマ:総合計画改訂案)

②ワークショップ

時期及び対象:7～8月(学生、社会人)

③シンポジウム、オープンハウス

日時 11月17日(日) 13:30-15:30

講師 デービッド アトキンソン 氏

※オープンハウスは、シンポジウム会場と本庁舎で開催

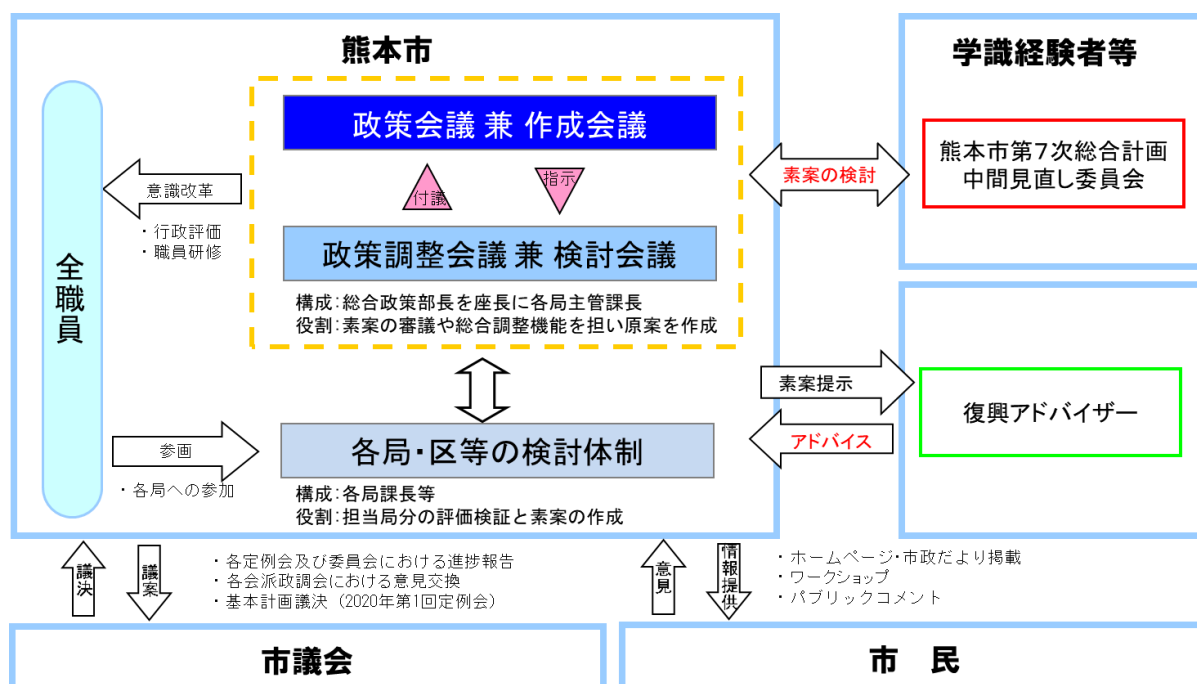
④地域説明会(パブリックコメント)

時期 1月

回数 17箇所(まちづくりセンター単位)

※政策局が中心となって展開する上記施策はもとより、策定作業の進捗状況に応じて、各局独自に積極的に市民への情報提供、意見交換の場を設ける。

[総合計画見直し体制]



2 中間見直しスケジュール(案)

令和元年（2019年）

- 5月～11月 ドンドン語ろう・ワークショップ・シンポジウム
 中間見直し委員会での審議
 熊本市議会委員会等での報告・審議
- 12月 熊本市議会第4回定例会での報告・審議（素案）

令和2年（2020年）

- 1月 地域説明会・パブリックコメント
- 2月 熊本市議会第1回定例会 議案上程